

追加 4-10

所得控除

3 物的控除

(2) 社会保険料控除

(3) 雑損控除

災害又は盗難若しくは横領によって、一定の資産について損害を受けた場合等には、雑損控除の適用を受けることができます。

▼控除対象となる資産

- ア) 納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族（その年の総所得金額等が 38 万円以下）が所有する資産
- イ) 生活に通常必要な資産（別荘などは対象外）

(4) 生命保険料控除

(5) 地震保険料控除

(3) を追加しました